

「世界農業遺産」認定に向けた取組について

1. 認定申請にあたっての考え方

・世界農業遺産の申請にあたっては、下記(※)のような審査ポイントをクリアするため、琵琶湖漁業などを中心とした伝統的な営みをシステムの中核とし、琵琶湖の環境保全に資する環境保全型農業や森林保全の営み(県民協働のものに限定)とともに、ひとつのストーリーとしてアピールする。

※参考：世界農業遺産に係る国内選考の審査ポイント

- ① 伝統的な遺産(農法、漁法等)として、100年以上の歴史的事実があること。
- ② 世界的独自性を根拠をもって明確に示せること。
- ③ 生計が成り立っていること(農林水産物や加工品等で)

2. 申請概要

1) 遺産システムについて

琵琶湖と共生する農林水産業を世界に誇るべき「琵琶湖システム」として発信。

・ 伝統的で独自性の高い営み(システムの中核)

① 「えり漁」などによる伝統的な琵琶湖漁業

(歴史性) 1,000年以上の歴史的事実が文献に残っている。

(独自性) 国内の他地域では同種の漁法は衰退。海外では同種の漁法は存在するが、琵琶湖のような資源管理は行われていない。

② 湖魚が産卵・繁殖する水田の営み(魚のゆりかご水田)

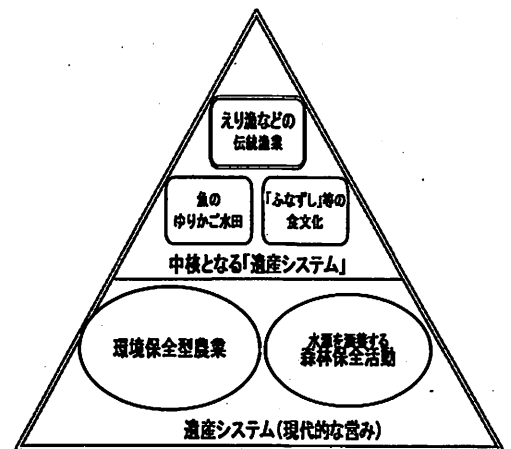
③ 「ふなずし」等の食文化

・ 現代的な営み

① 琵琶湖の水質保全に寄与する環境保全型農業

② 水源を涵養する森林保全活動

イメージ(案)



2) アクションプラン

・地域活性化など認定効果の発現により、琵琶湖システムの持続性を高められるよう、農林水産物の魅力発信、消費拡大に向けた取組、後継者など行動計画を策定。

(他地域の事例)

① ロゴマークなどを活用したブランド力向上による販売促進

② 都市農村交流の推進を通じた新規就農者や移住・定住人口の増加による農山村の活性化

・認定後はモニタリングし、進行管理を行う。

3. 「(仮称)琵琶湖と共生する滋賀の農林水産業推進協議会」設立について

「琵琶湖と共生する滋賀の農林水産業推進協議会」設立準備会から移行した協議会を設置(今年度末を予定)し、応募期間内に農林水産省へ申請書を提出。

・協議会役員(案)

会長 滋賀県知事
副会長 滋賀県農業協同組合中央会会長・滋賀県漁業協同組合連合会会長・市長会会長

・幹事会・会員(現在の準備会から引き継ぐ)

- 1) 現在の準備会における幹事: 県内19市町農政関係課、県域団体
- 2) 会員: 団体会員 101団体、個人会員 359名(12月末現在)

・協議会の役割

- 1) 「世界農業遺産」認定申請書およびアクションプランの作成・提出
- 2) 「世界農業遺産」の取組を広く県民運動として盛り上げるための情報提供
- 3) 「世界農業遺産」認定等を通じた本地域の農林水産業の振興と地域活性化
- 4) 認定後のアクションプランの進行管理 など

4. 認定に向けてのスケジュール

- | | |
|---------------------------------|--------------|
| ・応募期間 | 平成30年1月～6月 |
| ・一次審査(書類審査) | 平成30年8月頃 |
| ・現地調査 | 平成30年9月～11月頃 |
| ・二次審査(プレゼンテーション) | 平成31年1月頃 |
| ・「日本農業遺産認定」・「世界農業遺産への認定申請に係る承認」 | 平成31年2月頃 |
| ・国連食糧農業機関(FAO)への申請 | 平成31年5月頃(見込) |
| ・現地調査 | 平成31年10月頃(〃) |
| ・世界農業遺産認定 | 平成31年12月頃(〃) |

世界農業遺産プロジェクトに係る市町説明について（抜粋）

1. 訪問期間 平成30年1月15日～1月19日

2. 主な意見

（認定後のメリットやアクションプランについて）

- ・世界農業遺産の認定が観光にもつながるとよい。
- ・農業で活性化を図るといふことで、販売促進にもつなげていきたい。
- ・認定を受けて農産物をPRするといふことであれば、「〇〇米（市町の特産）」も歴史のあるものなのでPRできると有り難い。
- ・認定後にどのようなメリットが見込めるのかが、まだ見えにくい。
- ・農家は、少しでも経済的な恩恵があることを求めている。少しでも売り上げの増加につながるように見えないといけない。
- ・漁業者からは、琵琶湖は見た目はきれいになってきているが、魚の住む環境として厳しい状況だと言われている。認定をとって琵琶湖保全のためにもっとできることを示せないか。
- ・アクションプランでは、もう少し森林についても記述すればどうか。例えば、県産材の利用や搬出間伐の重要性、森林づくり県民税や環境税（H31年度～）など。

（申請区域について）

- ・森林保全の活動といふことであれば、企業の森も入れてはどうか。具体的には「琵琶湖森林づくりパートナー協定」を締結しているエリア（トヨタ紡織グループ『環境の森』青土）やコープの森 あぶらひ、ジーテクトの森など）
- ・森林のつながりが見えてきたように思う。

（その他）

- ・農業関係者や森林関係者にもっと関わってもらうにはどうすればいいか。行政関係以外にも、もっと関心を持ってもらわないといけないが、農家の顔が見えてこない。
- ・農地転用に対する規制がかかるようになるのか？
→農地法の手続きは従来どおり。世界農業遺産の認定地だからという意味での規制はない。
- ・協議会として予算措置は必要か。→現時点では不要。今後の活動の内容により協議していきたい。

琵琶湖システム

「琵琶湖と共生する滋賀の農林水産業」

- ・ 伝統的で独自性の高い営み
 - ① 「えり漁」などによる琵琶湖漁業
 - ② 湖魚が産卵・繁殖する水田の営み (魚のゆりかご水田)
 - ③ 「ふなずし」などの食文化
- ・ 現代的な営み
 - ① 環境保全型農業
 - ② 水源を涵養する森林保全活動

凡例

- エリ漁
- 湖魚が産卵にやってくる水田
- 環境保全型農地
- 森林保全活動区域
- やな場

歴史的に乱獲防止策と一体化してきた伝統漁法「エリ漁」

湖魚が自ら産卵にやってくる水田 (魚のゆりかご水田)
田んぼで孵化した稚魚は、水路を通り、湖へ

環境保全型農地
琵琶湖の水質保全に寄与する営農の継承

森林保全活動 (漁民の森・森林づくりパートナー協定など)
河川流量の安定化(洪水防止)に寄与(河川に遡上する湖魚の産卵環境を保全)

琵琶湖と森林をつなぐ河川
ピワマスが魚道など人の手によって遡上する河川

フナズシなど伝統の食文化と、これを用いた祭礼による地域の絆の醸成